

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月20日提出
【計算期間】	第37特定期間（自 2024年9月21日 至 2025年3月21日）
【ファンド名】	ニッセイ日本インカムオープン
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-5533-4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

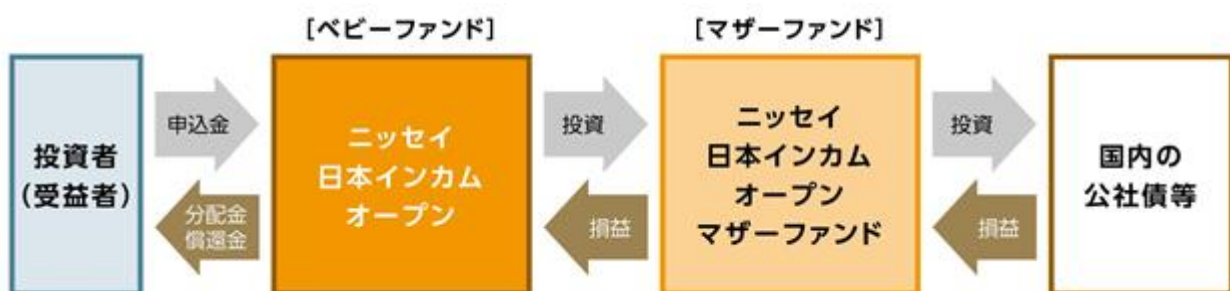
ファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



③ ファンドの特色

◆日本の多種多様な債券に投資します。

- ・日本の多種多様な債券（国債、社債、金融債、ＡＢＳ等）を投資対象とします。
- ・社債、金融債、ＡＢＳ等、国債以外の債券を積極的に組入れることで、利回りの向上をめざします。

社 債：企業が資金調達を目的に発行する債券のことです。

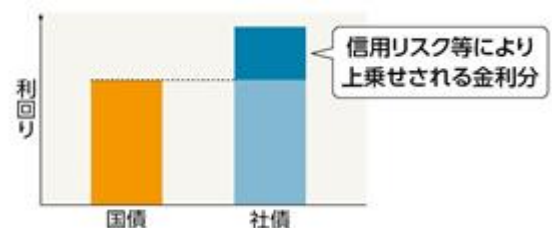
金融債：特別な法律に基づき、特定の金融機関が発行する債券のことです。

ＡＢＳ：Asset Backed Securities（資産担保証券）の略でローン債権やリース債権などの資産を裏付けとして発行された証券のことです。

〈社債の利回りについて〉

一般に社債は発行企業の信用リスク等に応じて国債よりも利回りが高くなります。国債に比べて利回りの高い社債などの債券を積極的に組入れることで、ファンドの利回りの向上をめざします。

・右記はイメージ図です。



〈ご参考〉日本債券の特徴

投資対象として日本の債券をみた場合、外国債券や国内外の株式に比べて、相対的に価格変動が安定していることが特徴といえます。これは、主に為替変動リスクや株価変動リスクがないためです。

〈資産別のパフォーマンス(2006年9月末を100として指数化)〉

データ期間:2006年9月末～2025年3月末(月次)



出所)FactSet等のデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

・日本債券:NOMURA-BPI総合、外国債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、日本株式:TOPIX(配当込み)、外国株式:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

- 上記は各種指数の過去の推移を示したものであり、当ファンドの運用実績ではありません。将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。当ファンドの運用実績については、後記「5 運用状況」をご覧ください。

＜「③ ファンドの特色」において使用している指数についての説明＞

- ・NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・TOPIX（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

◆信用リスクをコントロールします。

高格付債投資

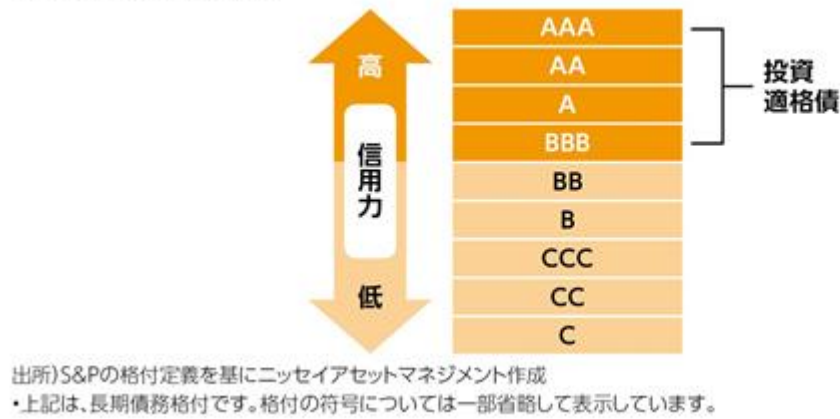
- ・原則として投資適格債（BBB格以上）に投資し、ポートフォリオの平均格付をA格以上に保ちます。また、組入債券については、クレジットリサーチ[※]を行うことで、信用リスクの低減を図ります。

※ 個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことをいいます。

幅広い銘柄に分散投資

- ・幅広い銘柄に分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

〈債券の格付について〉



◆ラダー型運用（等金額投資による運用）をめざします。

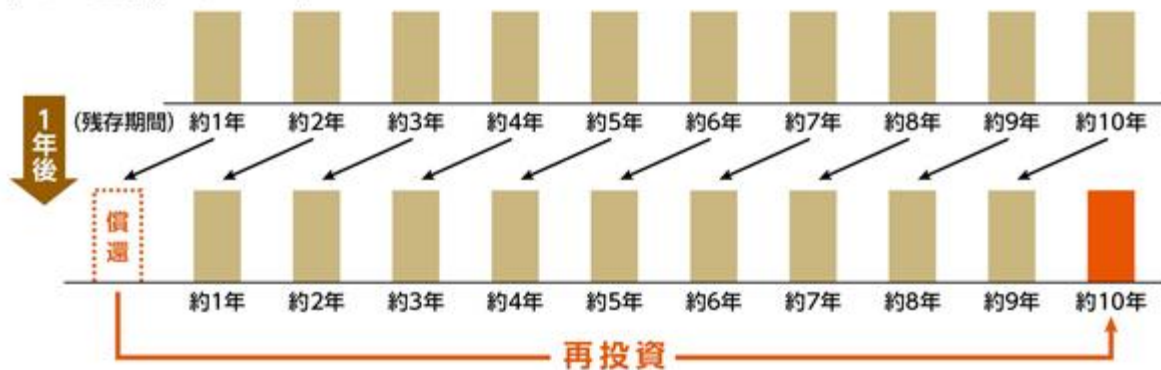
ラダー型運用とは

- ・債券の残存期間毎に均等に投資を行い、常にラダー（はしご）の形の満期構成になるようにする運用です。
- ・債券の利回りの変動や水準は、残存期間により異なります。短期から長期まで残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動リスクの分散効果と収益性の確保が期待できます。

〈当ファンドのラダー型運用のプロセス〉

- ① 組入れる債券の残存期間は、最長10年程度とし、各残存期間毎の投資金額(額面)が同額程度になるような運用をめざします。
- ② 保有する債券が償還を迎えた場合には、原則として、償還金を残存10年程度の債券に投資することで、満期構成を維持します。

〈ラダー型運用のイメージ〉



◆毎月分配をめざします。

- ・各月20日（年12回・休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。

■毎月分配のイメージ



■ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

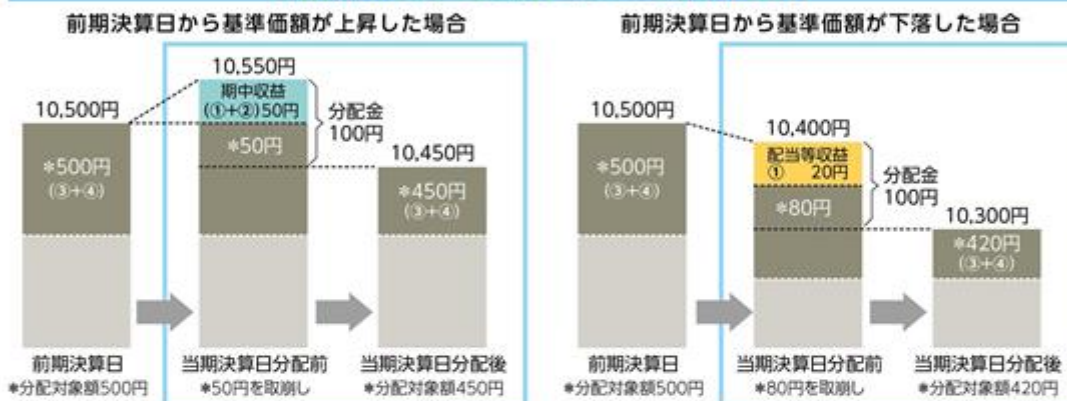
ファンドで分配金が支払われるイメージ

ファンドの信託財産

分配金

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



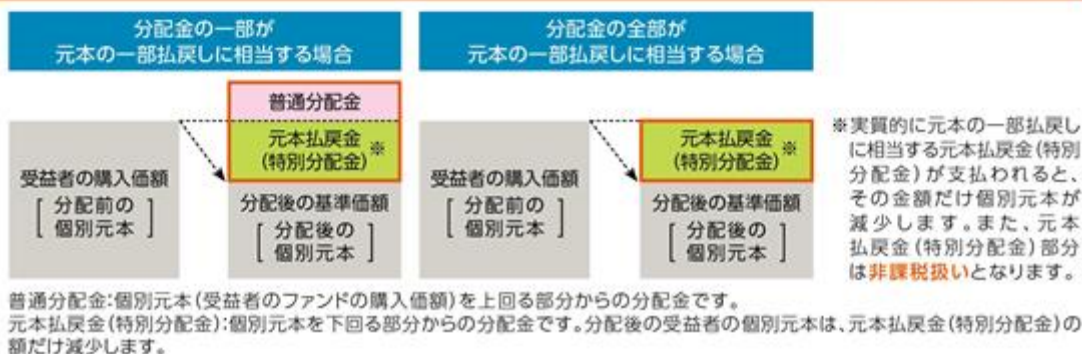
- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

■ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。



- ④ 信託金の上限
2兆円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ⑤ ファンドの分類
追加型投信／国内／債券に属します。
○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式 債 券
追 加 型	海 外	不動産投信 その他資産 ()
	内 外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル 日 本	ファミリー ファンド
債券 一般	年 2 回	北 米	
公債	年 4 回	欧 州	
社債	年 6 回 (隔月)	アジア	
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ
不動産投信	日 々	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	その他 ()	アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング	

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

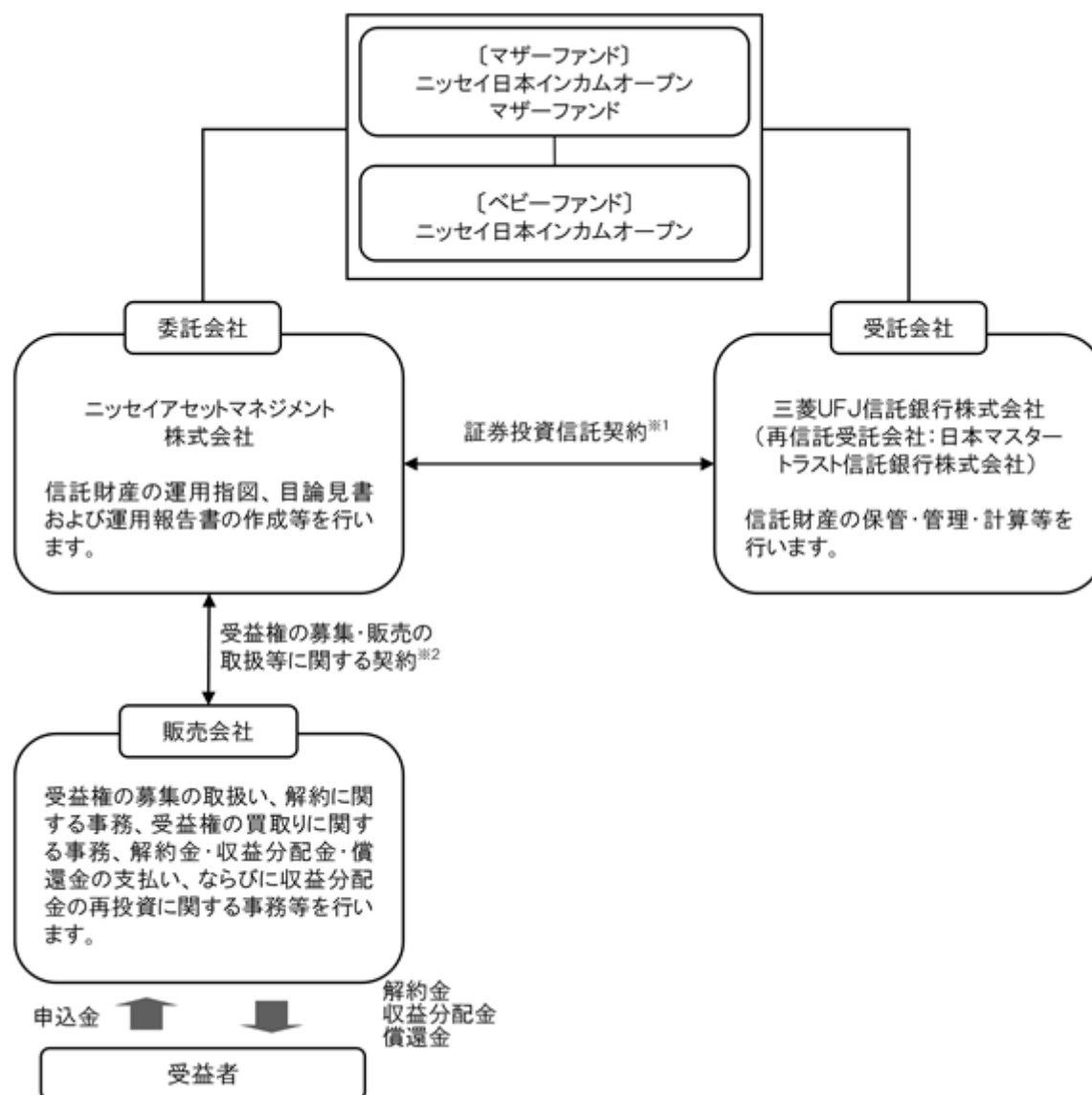
その他資産 （投資信託証券 （債券（一般）））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、公社債等に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2006年9月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- ※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- ※2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（2025年3月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・設立年月日：1995年4月4日
- ・資本金の額：100億円
- ・沿革
 - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
 - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
 - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
 - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

・大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① 主として、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドを通じて、国内の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。
- ② 公社債への投資については、信用力のある国内の公社債を中心に投資を行い、ファンド全体の信用リスクの適切な管理に努めます。
- ③ 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要**ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド****（１）基本方針**

マザーファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法**a 投資対象**

主として、国内の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 主として、国内の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。
- ② 公社債への投資については、信用力のある国内の公社債を中心に投資を行い、ファンド全体の信用リスクの適切な管理に努めます。
- ③ 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

- ① 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（２）【投資対象】**a 主な投資対象**

主として、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドに投資します。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象**① 投資の対象とする資産の種類**

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（５）投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 ③ 先物取引等、④ スワップ取引および⑤ 金利先渡し取引および為替先渡し取引」に定めるものに限り）

ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます）

ニ. 約束手形（イ. に掲げるものを除きます）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1. のマザーファンドの受益証券ならびに次の2. から18. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

6. 資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

7. 転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券（なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます）

8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. から8. までの証券または証書の性質を有するもの

10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）

12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）

16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17. 金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

18. 外国の者に対する権利で16. および17. の有価証券の性質を有するもの

ただし、10. および11. の証券については、株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券に投資するものを除きます。なお、7. の証券および9. の証券または証書のうち7. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および9. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10. および11. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品

信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

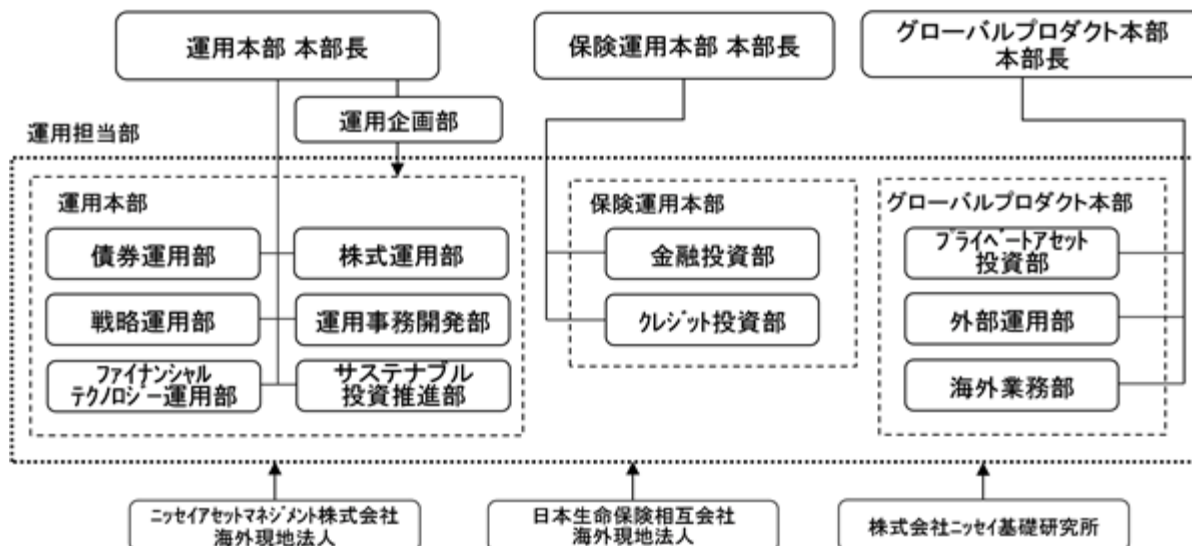
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

7. 金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号または第2号で定めるもの

- ④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③の1. から4. までの掲げる金融商品により運用することができます。

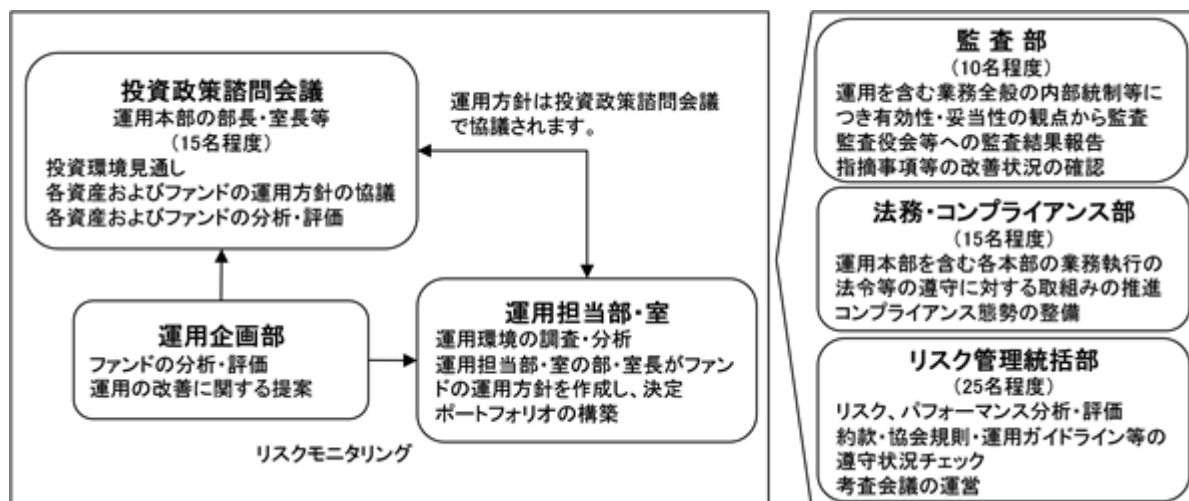
(3) 【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

- ① 原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第１から第２計算期間末には、分配を行いません。
 - １．分配対象額の範囲
経費控除後の配当等収益（ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。
 - ２．分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。原則として配当等収益等を中心に分配を行うことを目指しますが、売買益（評価益を含みます）が発生した場合には、配当等収益に売買益（評価益を含みます）等を加えた額から分配を行うこともあります。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - ３．留保益の運用方針
留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。
 - ② 分配時期
毎決算日とし、決算日は毎月20日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。
 - ③ 支払方法
＜分配金受取コースの場合＞
税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。
＜分配金再投資コースの場合＞
税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】**a 約款に定める主な投資制限**

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限**① 投資する株式の範囲**

投資する株式は、証券取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。

※ 金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の

売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

② 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

③ 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④ スワップ取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3. において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けことができます。
 - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

⑦ 有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧の規定により借入れた有価証券を売付けことができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑧ 有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

⑨ 外国為替予約等

1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩ 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

③ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

期限前償還リスク

期限前償還リスクとは、債券の発行体が満期前償還の権利を行使した場合、当該債券の当初満期日までの期間を別の投資手段で運用することになることから、当初予定されていた運用収益が得られない可能性をいいます。特に金利低下局面において当該リスクは大きくなる傾向があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

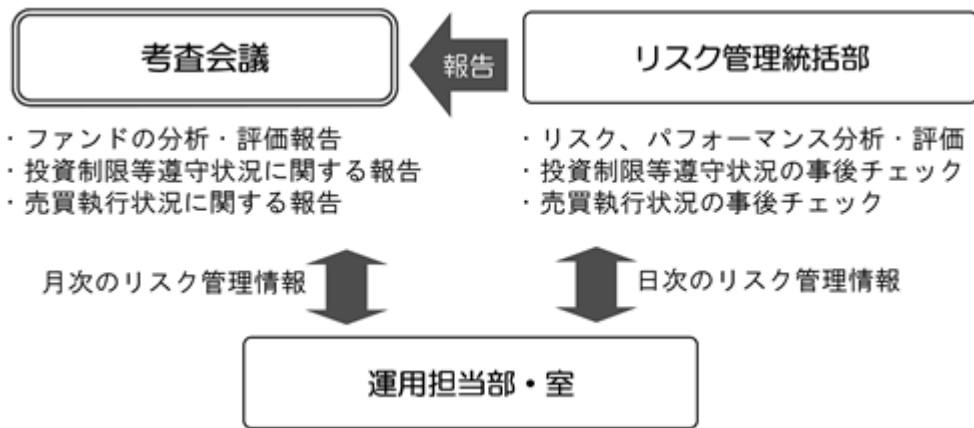
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

（２）投資リスク管理体制

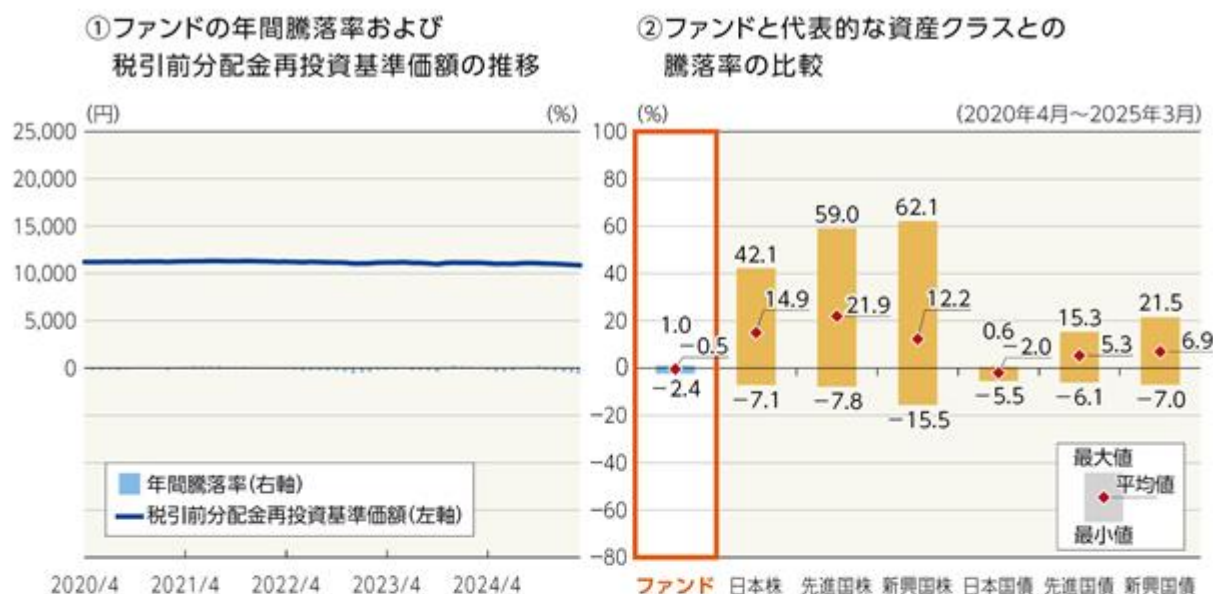


1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。
- 上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

＜流動性リスクに関する管理体制＞

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

1 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の基準価額に1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。
 - 手数料率は変更となる場合があります。
- ② 分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。
- ③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。
- ④ 前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬率（年率）とその配分は毎期、計算期間開始日の前月末（第1計算期間については当初設定日の前月末）における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定するものとします。

新発10年固定利付 国債の利回り（終値）	信託報酬率	配分（税抜）		
		委託会社	販売会社	受託会社
0.5%未満	0.1595%（税抜0.145%）	0.050%	0.075%	0.020%
0.5%以上 1%未満	0.3520%（税抜0.320%）	0.150%	0.150%	0.020%
1%以上 3%未満	0.4730%（税抜0.430%）	0.200%	0.200%	0.030%
3%以上 4%未満	0.5940%（税抜0.540%）	0.250%	0.250%	0.040%
4%以上 5%未満	0.8250%（税抜0.750%）	0.350%	0.350%	0.050%
5%以上	0.9350%（税抜0.850%）	0.400%	0.400%	0.050%

・表に記載の配分先の料率には、別途消費税がかかります。

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

- ② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0022% （税抜0.002%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0033% （税抜0.003%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0055% （税抜0.005%）
10億円以下 の部分	年 0.0110% （税抜0.010%）

③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

- 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「（１）申込手数料」から「（４）その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分 配 時：分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買 取 請 求 時：買取請求時の買取価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。

※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分 配 時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収[※]され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

＜少額投資非課税制度について＞

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、N I S Aをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、当ファンドは、N I S Aの対象ではありません。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して

以下の税率により源泉徴収[※]されます。

益金不算入制度の適用はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

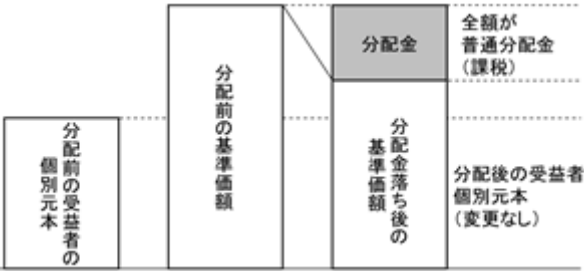
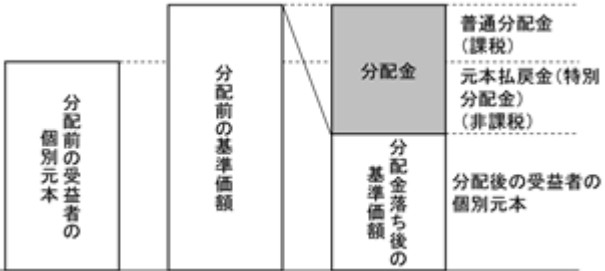
税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出[※]されます。
 - ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ※ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。	 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

○ 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
0.41%	0.41%	0.00%

- ・対象期間:2024年9月21日～2025年3月21日
- ・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
- ・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、「②その他費用の比率」に含まれます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2025年3月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	25,362,829,306	100.00
内 日本	25,362,829,306	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△941,150	△0.00
純資産総額	25,361,888,156	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド

2025年3月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	1,388,174,800	2.41
内 日本	1,388,174,800	2.41
特殊債券	97,859,700	0.17
内 日本	97,859,700	0.17
社債券	55,090,248,868	95.68
内 日本	55,090,248,868	95.68
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,001,979,280	1.74
純資産総額	57,578,262,648	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年3月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額 面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	21,783,757,886	1.1621 25,317,076,339	1.1643 25,362,829,306	— —	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2025年3月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合 計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド

2025年3月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額 面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	第3回 神奈川中央交通 日本	社債券	900,000,000	98.62 887,646,600	98.87 889,909,200	0.48 2026/12/7	1.55

2	第106回 近鉄グループ ホールディングス 日本	社債券	900,000,000	97.49 877,447,800	97.63 878,726,700	0.505 2028/1/25	1.53
3	第47回 大阪瓦斯（トラ ンジションボンド） 日本	社債券	900,000,000	92.98 836,845,200	93.14 838,333,800	0.529 2032/9/1	1.46
4	第39回 南海電気鉄道 日本	社債券	800,000,000	99.98 799,848,128	99.98 799,848,128	0.75 2026/1/21	1.39
5	第26回 住友電気工業 日本	社債券	800,000,000	98.48 787,854,400	98.53 788,260,800	0.3 2027/3/1	1.37
6	第5回 ニフコ 日本	社債券	800,000,000	96.93 775,500,000	97.09 776,744,800	0.385 2028/5/8	1.35
7	第17回 ダイセル 日本	社債券	800,000,000	94.00 752,061,600	94.31 754,482,400	0.5 2030/12/13	1.31
8	第15回 クボタ 日本	社債券	800,000,000	92.88 743,092,000	93.06 744,482,400	0.514 2032/6/2	1.29
9	第16回 武田薬品工業 日本	社債券	800,000,000	92.48 739,872,000	92.53 740,316,000	0.4 2031/10/14	1.29
10	第13回 電源開発 日本	社債券	700,000,000	100.37 702,641,428	100.37 702,641,428	2.04 2025/6/20	1.22
11	第11回 日本通運 日本	社債券	700,000,000	99.04 693,315,700	99.02 693,195,300	0.2 2026/7/14	1.20
12	第47回 日本精工 日本	社債券	700,000,000	97.79 684,565,000	97.84 684,947,200	0.38 2027/12/7	1.19
13	第8回 住友林業 日本	社債券	700,000,000	96.19 673,344,000	96.35 674,481,500	0.38 2029/3/6	1.17
14	第67回 小田急電鉄 日本	社債券	600,000,000	100.05 600,312,284	100.05 600,312,284	0.608 2025/6/12	1.04
15	第30回 東レ 日本	社債券	600,000,000	98.24 589,449,600	98.32 589,953,000	0.375 2027/7/16	1.02
16	第31回 阪和興業 日本	社債券	600,000,000	96.89 581,370,600	97.04 582,277,800	0.59 2028/9/25	1.01
17	第17回 ダイビル 日本	社債券	600,000,000	96.90 581,411,400	96.97 581,879,400	0.564 2028/10/25	1.01
18	第12回 日本ハム 日本	社債券	600,000,000	96.31 577,860,600	96.46 578,791,200	0.36 2029/2/20	1.01
19	第84回 日立キャピタル 日本	社債券	600,000,000	94.12 564,770,400	94.29 565,795,200	0.29 2030/2/20	0.98
20	第7回 日本紙パルプ商事 日本	社債券	600,000,000	93.81 562,912,800	94.16 565,001,400	0.33 2029/12/12	0.98
21	第43回 京王電鉄 日本	社債券	600,000,000	93.62 561,751,800	94.07 564,449,400	0.679 2032/7/14	0.98
22	第35回 東京センチュ リー 日本	社債券	600,000,000	92.13 552,828,000	92.41 554,463,000	0.33 2031/7/18	0.96
23	第9回 テルモ 日本	社債券	500,000,000	98.27 491,383,500	98.34 491,722,500	0.255 2027/4/26	0.85
24	第6回 J. フロント リ テイリング 日本	社債券	500,000,000	98.11 490,598,500	98.20 491,039,500	0.435 2027/8/4	0.85

25	第30回 みずほフィナンシャルグループ劣後特約付 日本	社債券	500,000,000	97.33 486,685,500	97.62 488,133,000	1.837 2034/7/18	0.85
26	第2回 日鉄住金物産 日本	社債券	500,000,000	97.19 485,970,000	97.37 486,891,500	0.395 2028/3/3	0.85
27	第11回 椿本チエイン 日本	社債券	500,000,000	95.85 479,264,500	95.92 479,625,500	0.52 2028/12/20	0.83
28	第24回 三菱UFJフィナンシャル・グループ劣後特約付 日本	社債券	500,000,000	95.53 477,653,000	95.71 478,596,000	0.885 2030/5/29	0.83
29	第6回 堀場製作所 日本	社債券	500,000,000	94.87 474,379,500	94.75 473,755,500	0.27 2029/10/17	0.82
30	第563回 東北電力 日本	社債券	500,000,000	94.17 470,868,000	94.31 471,599,000	1.161 2034/4/25	0.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2025年3月31日現在			
種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
公社債券	国内	社債券	95.68
		国債証券	2.41
		特殊債券	0.17
	小計		98.26
合 計（対純資産総額比）			98.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2025年3月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第18特定期間末 （2015年9月24日）	114,358,981,389	114,537,089,663	0.9631	0.9646
第19特定期間末 （2016年3月22日）	99,394,731,892	99,497,536,524	0.9668	0.9678
第20特定期間末 （2016年9月20日）	89,393,274,132	89,486,313,016	0.9608	0.9618

第21特定期間末 (2017年3月21日)	86,008,828,200	86,098,911,335	0.9548	0.9558
第22特定期間末 (2017年9月20日)	80,625,397,503	80,710,350,947	0.9491	0.9501
第23特定期間末 (2018年3月20日)	75,788,778,939	75,869,085,862	0.9437	0.9447
第24特定期間末 (2018年9月20日)	71,238,065,980	71,314,191,576	0.9358	0.9368
第25特定期間末 (2019年3月20日)	67,092,015,893	67,163,803,609	0.9346	0.9356
第26特定期間末 (2019年9月20日)	62,966,278,954	62,999,948,013	0.9351	0.9356
第27特定期間末 (2020年3月23日)	56,832,073,271	56,862,799,072	0.9248	0.9253
第28特定期間末 (2020年9月23日)	53,986,243,656	54,015,431,709	0.9248	0.9253
第29特定期間末 (2021年3月22日)	50,832,341,530	50,859,880,418	0.9229	0.9234
第30特定期間末 (2021年9月21日)	47,669,758,151	47,695,576,224	0.9232	0.9237
第31特定期間末 (2022年3月22日)	44,031,281,845	44,055,328,953	0.9155	0.9160
第32特定期間末 (2022年9月20日)	40,776,673,280	40,799,143,726	0.9073	0.9078
第33特定期間末 (2023年3月20日)	37,079,285,806	37,091,564,696	0.9059	0.9062
第34特定期間末 (2023年9月20日)	34,397,470,790	34,408,996,165	0.8953	0.8956
第35特定期間末 (2024年3月21日)	31,750,085,495	31,760,718,228	0.8958	0.8961
第36特定期間末 (2024年9月20日)	28,099,884,079	28,109,331,532	0.8923	0.8926
第37特定期間末 (2025年3月21日)	25,433,407,668	25,442,166,035	0.8712	0.8715
2024年3月末日	31,697,899,341	—	0.8973	—
4月末日	31,190,082,691	—	0.8925	—
5月末日	30,656,791,561	—	0.8862	—
6月末日	30,069,894,400	—	0.8881	—
7月末日	29,468,706,744	—	0.8860	—
8月末日	29,324,063,725	—	0.8919	—
9月末日	28,086,992,977	—	0.8931	—
10月末日	27,626,011,019	—	0.8914	—
11月末日	27,163,781,060	—	0.8867	—
12月末日	26,742,603,109	—	0.8856	—
2025年1月末日	26,290,401,477	—	0.8802	—
2月末日	25,786,279,798	—	0.8760	—
3月末日	25,361,888,156	—	0.8726	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第18特定期間	0.0090
第19特定期間	0.0060
第20特定期間	0.0060
第21特定期間	0.0060
第22特定期間	0.0060
第23特定期間	0.0060
第24特定期間	0.0060
第25特定期間	0.0060
第26特定期間	0.0030
第27特定期間	0.0030
第28特定期間	0.0030
第29特定期間	0.0030
第30特定期間	0.0030
第31特定期間	0.0030
第32特定期間	0.0030
第33特定期間	0.0028
第34特定期間	0.0018
第35特定期間	0.0018
第36特定期間	0.0018
第37特定期間	0.0018

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第18特定期間	0.0
第19特定期間	1.0
第20特定期間	0.0
第21特定期間	0.0
第22特定期間	0.0
第23特定期間	0.1
第24特定期間	△0.2
第25特定期間	0.5
第26特定期間	0.4
第27特定期間	△0.8
第28特定期間	0.3
第29特定期間	0.1
第30特定期間	0.4
第31特定期間	△0.5
第32特定期間	△0.6
第33特定期間	0.2
第34特定期間	△1.0
第35特定期間	0.3
第36特定期間	△0.2
第37特定期間	△2.2

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています。（第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済数量
第18特定期間	11,696,302,202	16,342,885,956	118,738,849,856
第19特定期間	6,331,608,206	22,265,825,292	102,804,632,770
第20特定期間	5,832,673,040	15,598,420,982	93,038,884,828
第21特定期間	6,483,009,494	9,438,758,541	90,083,135,781
第22特定期間	7,455,026,851	12,584,718,429	84,953,444,203
第23特定期間	5,226,945,162	9,873,465,560	80,306,923,805
第24特定期間	4,420,381,099	8,601,708,191	76,125,596,713
第25特定期間	4,192,885,178	8,530,765,452	71,787,716,439
第26特定期間	4,028,404,389	8,478,001,003	67,338,119,825
第27特定期間	2,527,224,755	8,413,741,779	61,451,602,801
第28特定期間	1,630,266,402	4,705,762,061	58,376,107,142
第29特定期間	1,889,230,272	5,187,559,726	55,077,777,688
第30特定期間	1,584,763,938	5,026,394,860	51,636,146,766
第31特定期間	907,176,462	4,449,106,208	48,094,217,020
第32特定期間	761,005,635	3,914,330,484	44,940,892,171
第33特定期間	2,642,256,335	6,653,512,198	40,929,636,308
第34特定期間	472,666,788	2,984,384,153	38,417,918,943
第35特定期間	347,387,406	3,322,861,061	35,442,445,288
第36特定期間	229,914,176	4,180,847,857	31,491,511,607
第37特定期間	206,902,413	2,503,856,131	29,194,557,889

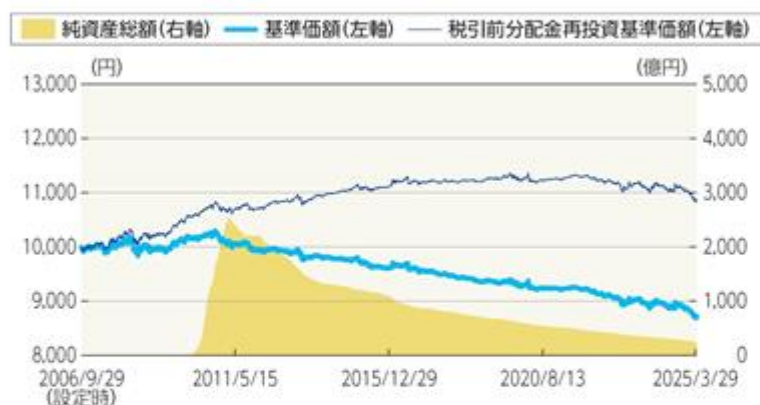
（注）本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

3.運用実績

2025年3月末現在

●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

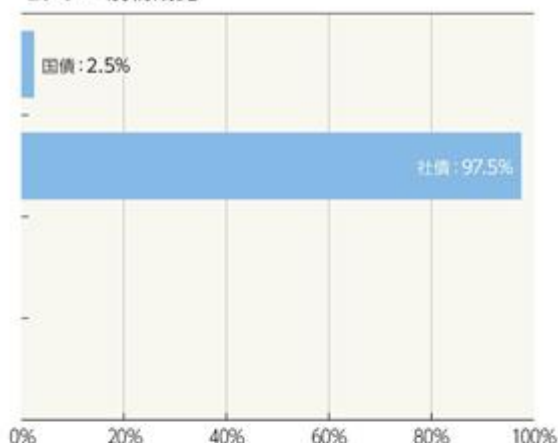
基準価額	8,726円
純資産総額	253億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

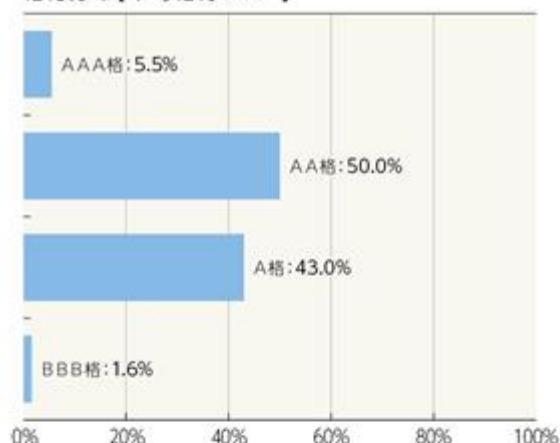
2024年11月	3円
2024年12月	3円
2025年1月	3円
2025年2月	3円
2025年3月	3円
直近1年間累計	36円
設定来累計	2,145円

●主要な資産の状況(マザーファンド)

セクター別構成比



格付分布【平均格付:AA-】



・上記グラフはすべて対組入債券評価額比です。

・社債には、公社公団債等の一部の特殊債券を含みます。

・格付は、R&I、JCR、Moody's、S&Pのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でマザーファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2025年3月末現在

3.運用実績

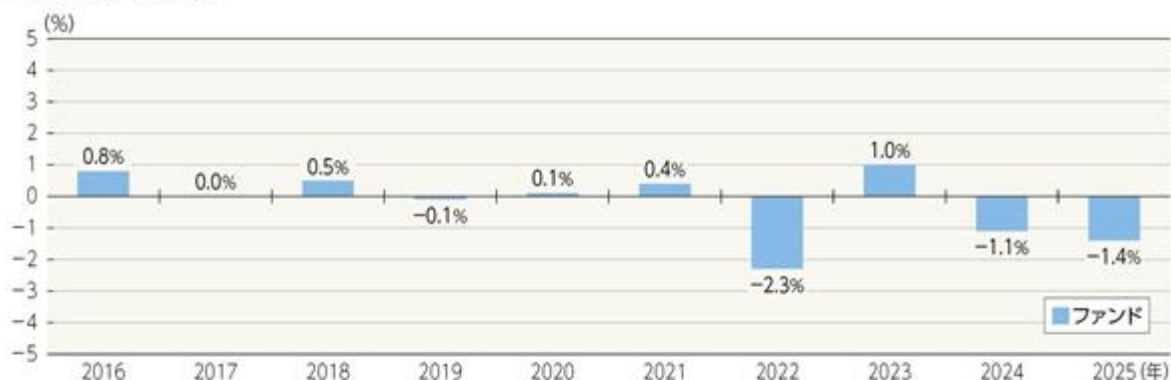
●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄	種別	償還日	比率
1	第3回 神奈川中央交通	社債	2026/12/07	1.6%
2	第106回 近鉄グループホールディングス	社債	2028/01/25	1.6%
3	第47回 大阪瓦斯(トランジションボンド)	社債	2032/09/01	1.5%
4	第39回 南海電気鉄道	社債	2026/01/21	1.4%
5	第26回 住友電気工業	社債	2027/03/01	1.4%
6	第5回 ニフコ	社債	2028/05/08	1.4%
7	第17回 ダイセル	社債	2030/12/13	1.3%
8	第15回 クボタ	社債	2032/06/02	1.3%
9	第16回 武田薬品工業	社債	2031/10/14	1.3%
10	第13回 電源開発	社債	2025/06/20	1.2%

・比率は対組入債券評価額比です。

・社債には、公社公団債等の一部の特殊債券を含みます。

●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

・2025年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消することがあります。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時まで販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

○ 受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。

- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

(4)【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5)【その他】

① 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- i. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき
- ii. 信託契約の一部を解約することにより、または当ファンドの主要投資対象であるニッセイ日本インカムオープンマザーファンドに投資する他のベビーファンドの解約により当該マザーファンドの受益権の総口数が100億口を下回ることとなったとき
- iii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- iv. やむを得ない事情が発生したとき

2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
 4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
 5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 前記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用をしません。
 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
 9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「② 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
 10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。
- ② 約款の変更
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
 4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の約款の変更をしません。
 5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1. から5. の規定にしたがいます。
- ③ 反対者の買取請求権
- 前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「① 繰上償還 3. 」または「② 約款の変更 3. 」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

④ 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの3月および9月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行います。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

（2）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（3）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（4）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（5）反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 （5）その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第3【ファンドの経理状況】

1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2）当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年9月21日から2025年3月21日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ニッセイ日本インカムオープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第36特定期間 2024年9月20日現在	第37特定期間 2025年3月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	103,250	442,589
コール・ローン	9,091,428	6,985,976
親投資信託受益証券	28,100,126,257	25,433,986,259
未収入金	183,448,245	106,570,869
流動資産合計	28,292,769,180	25,547,985,693
資産合計	28,292,769,180	25,547,985,693
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,447,453	8,758,367
未払解約金	171,708,019	96,110,449
未払受託者報酬	812,934	672,722
未払委託者報酬	10,839,162	8,969,803
その他未払費用	77,533	66,684
流動負債合計	192,885,101	114,578,025
負債合計	192,885,101	114,578,025
純資産の部		
元本等		
元本	31,491,511,607	29,194,557,889
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,391,627,528	△3,761,150,221
（分配準備積立金）	—	—
元本等合計	28,099,884,079	25,433,407,668
純資産合計	28,099,884,079	25,433,407,668
負債純資産合計	28,292,769,180	25,547,985,693

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第36特定期間 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日	第37特定期間 自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
営業収益		
受取利息	1,862	4,578
有価証券売買等損益	△3,910,526	△526,474,281
営業収益合計	△3,908,664	△526,469,703
営業費用		
受託者報酬	4,166,475	3,665,713
委託者報酬	58,399,257	51,393,843
その他費用	472,463	431,755
営業費用合計	63,038,195	55,491,311
営業利益又は営業損失（△）	△66,946,859	△581,961,014
経常利益又は経常損失（△）	△66,946,859	△581,961,014
当期純利益又は当期純損失（△）	△66,946,859	△581,961,014
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△453,369	△2,365,088
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,692,359,793	△3,391,627,528
剰余金増加額又は欠損金減少額	452,903,152	288,287,296
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	452,903,152	288,287,296
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,034,028	23,921,224
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,034,028	23,921,224
分配金	60,643,369	54,292,839
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,391,627,528	△3,761,150,221

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第37特定期間 自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月20日及び9月20日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間末日が休業日のため、2024年9月21日から2025年3月21日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第36特定期間 2024年9月20日現在	第37特定期間 2025年3月21日現在
1. 期首元本額	35,442,445,288円	31,491,511,607円
期中追加設定元本額	229,914,176円	206,902,413円
期中一部解約元本額	4,180,847,857円	2,503,856,131円
2. 受益権の総数	31,491,511,607口	29,194,557,889口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,391,627,528円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,761,150,221円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第36特定期間 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日	第37特定期間 自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 分配金の計算過程	（自2024年3月22日 至2024年4月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,044,580円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（83,601,241円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は90,645,821円（1万口当たり25.81円）であり、うち10,534,181円（1万口当たり3円）を分配金額としております。	（自2024年9月21日 至2024年10月21日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,869,097円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（64,187,613円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は71,056,710円（1万口当たり22.82円）であり、うち9,343,199円（1万口当たり3円）を分配金額としております。

（自2024年4月23日 至2024年5月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,206,464円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（79,333,648円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は85,540,112円（1万口当たり24.60円）であり、うち10,431,113円（1万口当たり3円）を分配金額としております。	（自2024年10月22日 至2024年11月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,732,173円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（60,891,376円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は67,623,549円（1万口当たり22.01円）であり、うち9,217,645円（1万口当たり3円）を分配金額としております。
（自2024年5月21日 至2024年6月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,667,832円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（73,691,181円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は88,359,013円（1万口当たり25.90円）であり、うち10,233,100円（1万口当たり3円）を分配金額としております。	（自2024年11月21日 至2024年12月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,363,034円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（57,544,622円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は69,907,656円（1万口当たり23.10円）であり、うち9,080,370円（1万口当たり3円）を分配金額としております。
（自2024年6月21日 至2024年7月22日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,002,302円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（72,546,127円）及び分配準備積立金（4,360,508円）より分配対象収益は80,908,937円（1万口当たり24.10円）であり、うち10,072,435円（1万口当たり3円）を分配金額としております。	（自2024年12月21日 至2025年1月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,271,240円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（57,196,097円）及び分配準備積立金（3,258,088円）より分配対象収益は64,725,425円（1万口当たり21.52円）であり、うち9,023,584円（1万口当たり3円）を分配金額としております。
（自2024年7月23日 至2024年8月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,250,935円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（69,807,659円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は84,058,594円（1万口当たり25.41円）であり、うち9,925,087円（1万口当たり3円）を分配金額としております。	（自2025年1月21日 至2025年2月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,536,364円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（54,757,751円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は59,294,115円（1万口当たり20.06円）であり、うち8,869,674円（1万口当たり3円）を分配金額としております。

	（自2024年8月21日 至2024年9月20日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,774,098円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（66,457,440円）及び分配準備積立金（4,114,299円）より分配対象収益は74,345,837円（1万口当たり23.61円）であり、うち9,447,453円（1万口当たり3円）を分配金額としております。	（自2025年2月21日 至2025年3月21日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,946,234円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（49,798,587円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は54,744,821円（1万口当たり18.75円）であり、うち8,758,367円（1万口当たり3円）を分配金額としております。
--	--	--

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第36特定期間 自 2024年3月22日 至 2024年9月20日	第37特定期間 自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第36特定期間 2024年9月20日現在	第37特定期間 2025年3月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあります。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第36特定期間 2024年9月20日現在	第37特定期間 2025年3月21日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△7,096,419	△35,022,254
合計	△7,096,419	△35,022,254

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第36特定期間 2024年9月20日現在	第37特定期間 2025年3月21日現在
1口当たり純資産額	0.8923円	0.8712円
（1万口当たり純資産額）	（8,923円）	（8,712円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年3月21日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ日本インカムオープ ン マザーファンド	21,884,345,431	25,433,986,259	
親投資信託受益証券	合計	21,884,345,431	25,433,986,259	
合計			25,433,986,259	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同親投資信託の状況は以下の通りであります。それらは監査意見の対象外であります。

ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)	
2025年3月21日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	25,082,315
コール・ローン	395,908,110
国債証券	1,384,864,050
特殊債券	97,904,700
社債券	55,001,431,763
未収利息	90,489,302
前払費用	249,863
流動資産合計	56,995,930,103
資産合計	56,995,930,103
負債の部	
流動負債	
未払金	1,004,649,000
未払解約金	124,870,346
流動負債合計	1,129,519,346
負債合計	1,129,519,346
純資産の部	
元本等	
元本	48,069,723,316
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	7,796,687,441
元本等合計	55,866,410,757
純資産合計	55,866,410,757
負債純資産合計	56,995,930,103

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	50,660,507,009円
同期中追加設定元本額	672,252,534円
同期中一部解約元本額	3,263,036,227円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ日本インカムオープン	21,884,345,431円
ニッセイ日本インカムファンド	14,702,805,371円
ニッセイ国内公社債ラダー（10年）DB（適格機関投資家限定）	1,077,805,216円
ニッセイ日本債券ファンド（毎月決算型）	5,121,854,488円
ニッセイ日本インカムオープン（年1回決算型）	5,282,912,810円
計	48,069,723,316円
2. 受益権の総数	48,069,723,316口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年9月21日 至 2025年3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年3月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年3月21日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△12,718,950
特殊債券	△1,016,700
社債券	△1,299,667,075
合計	△1,313,402,725

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年3月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1622円 (11,622円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年3月21日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	第467回 利付国債（2年）	65,000,000	64,771,850	
	第156回 利付国債（5年）	100,000,000	98,113,000	
	第166回 利付国債（5年）	90,000,000	87,987,600	
	第177回 利付国債（5年）	90,000,000	89,918,100	

	第365回 利付国債（10年）	350,000,000	324,870,000	
	第369回 利付国債（10年）	150,000,000	141,210,000	
	第373回 利付国債（10年）	150,000,000	140,215,500	
	第377回 利付国債（10年）	450,000,000	437,778,000	
国債証券 合計		1,445,000,000	1,384,864,050	
特殊債券	第109回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	97,904,700	
特殊債券 合計		100,000,000	97,904,700	
社債券	第3回 住友林業	200,000,000	198,546,400	
	第8回 住友林業	700,000,000	673,344,000	
	第26回 積水ハウス	300,000,000	293,110,200	
	第1回 日清製粉グループ本社	400,000,000	380,193,200	
	第14回 森永乳業	400,000,000	400,123,936	
	第20回 森永乳業	100,000,000	95,776,100	
	第12回 日本ハム	600,000,000	577,860,600	
	第14回 日本ハム（サステナビリティボンド）	100,000,000	93,261,300	
	第17回 日本ハム	100,000,000	96,905,500	
	第26回 アサヒグループホールディングス	100,000,000	95,677,300	
	第17回 キリンホールディングス	100,000,000	94,621,500	
	第24回 キリンホールディングス	400,000,000	386,620,400	
	第12回 サントリーホールディングス	300,000,000	280,856,100	
	第12回 日清オイリオグループ	300,000,000	293,200,800	
	第2回 J - オイルミルズ	400,000,000	392,396,000	
	第38回 双日	100,000,000	92,512,900	
	第25回 味の素	300,000,000	295,872,000	
	第24回 ニチレイ	400,000,000	399,548,016	
	第6回 J. フロント リテイリング	500,000,000	490,598,500	
	第8回 J. フロント リテイリング	300,000,000	286,045,200	
	第16回 森ビル	100,000,000	99,622,500	
	第19回 セブン&アイ・ホールディングス	300,000,000	280,805,400	
	第30回 東レ	600,000,000	589,449,600	
	第36回 東レ	200,000,000	191,512,800	
	第43回 王子ホールディングス	200,000,000	185,992,000	
	第24回 レンゴー	200,000,000	195,527,200	
	第6回 エア・ウォーター	300,000,000	283,057,800	
	第8回 エア・ウォーター	200,000,000	183,913,600	
	第11回 エア・ウォーター	300,000,000	275,962,500	

第4回 エア・ウォーター	100,000,000	97,098,500	
第5回 日本酸素ホールディングス	200,000,000	186,046,800	
第6回 日本酸素ホールディングス	300,000,000	297,444,000	
第62回 三井化学	300,000,000	296,977,500	
第20回 三菱ケミカルホールディングス	200,000,000	200,011,464	
第2回 三菱ケミカルグループ	400,000,000	380,022,400	
第17回 ダイセル	800,000,000	752,061,600	
第16回 武田薬品工業	800,000,000	739,872,000	
第9回 テルモ	500,000,000	491,383,500	
第40回 D I C	300,000,000	295,195,200	
第24回 オリエンタルランド	300,000,000	286,685,100	
第21回 Zホールディングス	400,000,000	365,074,800	
第7回 富士フイルムホールディングス	300,000,000	295,419,000	
第23回 富士フイルムホールディングス（ソーシャルボンド）	300,000,000	290,158,200	
第2回 ENEOSホールディングス	300,000,000	282,239,400	
第16回 横浜ゴム	300,000,000	277,789,500	
第4回 TOYO TIRE	200,000,000	187,340,000	
第11回 ブリヂストン	200,000,000	196,716,800	
第14回 ブリヂストン	400,000,000	384,162,800	
第5回 AGC	300,000,000	297,106,200	
第29回 太平洋セメント	100,000,000	93,398,100	
第8回 日本製鉄（グリーンボンド）	200,000,000	189,695,200	
第13回 大同特殊鋼	400,000,000	385,787,200	
第26回 住友電気工業	800,000,000	787,854,400	
第2回 日本郵政（グリーンボンド）	200,000,000	183,612,000	
第15回 クボタ	800,000,000	743,092,000	
第17回 クボタ	400,000,000	378,816,800	
第22回 ダイキン工業	400,000,000	395,169,600	
第29回 ダイキン工業	300,000,000	276,599,400	
第33回 ダイキン工業	200,000,000	192,660,200	
第11回 椿本チエイン	500,000,000	479,264,500	
第47回 日本精工	700,000,000	684,565,000	
第11回 ジェイテクト	400,000,000	371,446,000	
第23回 日立製作所	100,000,000	95,310,300	
第31回 富士電機	100,000,000	97,045,800	
第65回 日本電気（サステナビリティリンクボンド）	300,000,000	289,897,200	
第41回 ソニーグループ	200,000,000	187,871,400	
第43回 ソニーグループ	300,000,000	296,352,900	
第10回 TDK	300,000,000	275,447,400	
第6回 堀場製作所	500,000,000	474,379,500	

第14回 JA三井リース	100,000,000	94,772,200	
第17回 トヨタ自動車	300,000,000	297,186,900	
第31回 トヨタ自動車（サステナビリティボンド）	500,000,000	466,393,000	
第9回 SUBARU（グリーンボンド）	200,000,000	191,394,400	
第1回 メニコン	300,000,000	273,429,300	
第2回 メニコン	300,000,000	284,121,600	
第4回 大日本印刷	400,000,000	380,770,000	
第5回 ニフコ	800,000,000	775,500,000	
第10回 長瀬産業	300,000,000	289,641,300	
第29回 豊田通商	200,000,000	184,211,400	
第7回 日本紙パルプ商事	600,000,000	562,912,800	
第31回 阪和興業	600,000,000	581,370,600	
第6回 岩谷産業（サステナビリティボンド）	100,000,000	93,425,000	
第2回 稲畑産業	100,000,000	96,966,400	
第24回 三菱UFJフィナンシャル・グループ劣後特約付	500,000,000	477,653,000	
第11回 三菱UFJフィナンシャル・グループ劣後特約付	363,000,000	358,878,498	
第9回 みずほコーポレート銀行劣後特約付	200,000,000	202,783,600	
第7回 三井住友フィナンシャルグループ劣後特約付	410,000,000	410,487,156	
第9回 りそな銀行劣後特約付	200,000,000	203,023,200	
第8回 三菱UFJ信託銀行劣後特約付	100,000,000	100,691,056	
第6回 住友信託銀行劣後特約付	300,000,000	305,176,200	
第12回 セブン銀行	400,000,000	393,146,400	
第30回 みずほフィナンシャルグループ劣後特約付	500,000,000	486,685,500	
第28回 三井住友銀行劣後特約付	400,000,000	405,886,400	
第10回 みずほリース	500,000,000	460,237,000	
第18回 NTTファイナンス	200,000,000	188,463,000	
第26回 NTTファイナンス（グリーンボンド）	300,000,000	279,732,600	
第34回 NTTファイナンス	200,000,000	194,504,600	
第38回 NTTファイナンス	300,000,000	287,832,600	
第35回 東京センチュリー	600,000,000	552,828,000	
第84回 日立キャピタル	600,000,000	564,770,400	
第23回 三井住友ファイナンス&リース	400,000,000	384,198,000	
第59回 三菱UFJリース	300,000,000	291,650,700	
第2回 損害保険ジャパン	400,000,000	372,671,200	
第29回 東京建物	300,000,000	293,009,400	
第17回 ダイビル	600,000,000	581,411,400	
第105回 東武鉄道	400,000,000	400,518,400	
第135回 東武鉄道	100,000,000	95,442,500	

第36回 相鉄ホールディングス	200,000,000	187,420,000	
第39回 相鉄ホールディングス	100,000,000	96,602,700	
第11回 東急	400,000,000	369,557,200	
第14回 東急（サステナビリティリンクボンド）	300,000,000	280,279,500	
第67回 小田急電鉄	600,000,000	600,355,014	
第43回 京王電鉄	600,000,000	561,751,800	
第45回 京王電鉄	300,000,000	285,359,700	
第61回 京成電鉄	400,000,000	371,149,600	
第4回 鴻池運輸	300,000,000	282,959,400	
第6回 鴻池運輸	400,000,000	378,760,000	
第8回 鴻池運輸	300,000,000	281,115,600	
第50回 西日本鉄道	100,000,000	97,021,800	
第56回 西日本鉄道（グリーンボンド）	200,000,000	188,619,600	
第106回 近鉄グループホールディングス	900,000,000	877,447,800	
第112回 近鉄グループホールディングス	400,000,000	381,024,800	
第57回 阪急阪神ホールディングス	300,000,000	282,360,900	
第59回 阪急阪神ホールディングス	300,000,000	279,771,000	
第39回 南海電気鉄道	800,000,000	799,843,008	
第47回 南海電気鉄道	300,000,000	283,350,300	
第52回 南海電気鉄道	200,000,000	190,050,600	
第11回 日本通運	700,000,000	693,315,700	
第5回 山九	100,000,000	93,048,000	
第7回 山九	100,000,000	94,205,100	
第10回 センコーグループホールディングス	300,000,000	274,452,000	
第7回 トナミホールディングス	500,000,000	469,499,500	
第3回 神奈川中央交通	900,000,000	887,646,600	
第2回 NIPPON EXPRESSホールディングス	100,000,000	94,793,000	
第10回 住友倉庫（グリーンボンド）	200,000,000	187,104,400	
第9回 澁澤倉庫	300,000,000	290,448,600	
第2回 安田倉庫	200,000,000	189,899,800	
第4回 近鉄エクスプレス	200,000,000	181,794,400	
第28回 KDDI	300,000,000	288,507,600	
第35回 KDDI	200,000,000	193,626,800	
第39回 KDDI	100,000,000	96,061,000	
第545回 中部電力（グリーンボンド）	200,000,000	185,589,400	
第546回 中部電力	300,000,000	277,240,800	
第554回 中部電力	400,000,000	371,751,600	
第499回 関西電力	400,000,000	399,853,304	

第541回 関西電力	300,000,000	278,294,700	
第544回 東北電力	100,000,000	93,057,500	
第563回 東北電力	500,000,000	470,868,000	
第571回 東北電力	300,000,000	293,344,200	
第320回 四国電力	200,000,000	185,831,600	
第325回 四国電力（グリーン ンボンド）	200,000,000	189,124,800	
第437回 九州電力	100,000,000	99,963,326	
第494回 九州電力（グリーン ンボンド）	500,000,000	463,924,000	
第527回 九州電力（トラン ジションボンド）	400,000,000	385,060,400	
第326回 北海道電力	300,000,000	300,366,696	
第13回 電源開発	700,000,000	702,967,508	
第85回 電源開発	100,000,000	97,724,400	
第86回 電源開発	100,000,000	94,054,800	
第87回 電源開発（グリーン ンボンド）	200,000,000	188,318,000	
第23回 JERA（トランジ ションリンクボンド）	300,000,000	282,165,600	
第74回 東京瓦斯	200,000,000	188,174,200	
第47回 大阪瓦斯（トランジ ションボンド）	900,000,000	836,845,200	
第51回 大阪瓦斯（トランジ ションボンド）	500,000,000	468,930,500	
第13回 広島ガス	300,000,000	290,409,900	
第14回 広島ガス	400,000,000	374,525,200	
第2回 日本空港ビルデング	500,000,000	470,515,000	
第14回 コナミホールディン グス	400,000,000	377,848,400	
第2回 日鉄住金物産	500,000,000	485,970,000	
第6回 日鉄物産	100,000,000	95,510,900	
第4回 ファーストリテイリン グ	400,000,000	400,240,281	
社債券 合計	57,373,000,000	55,001,431,763	
合計		56,484,200,513	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年3月31日現在

I 資産総額	25,443,566,593円
II 負債総額	81,678,437円
III 純資産総額（I－II）	25,361,888,156円
IV 発行済数量	29,063,748,133口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8726円

（参考）

ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド

2025年3月31日現在

I 資産総額	57,700,187,173円
II 負債総額	121,924,525円
III 純資産総額（I－II）	57,578,262,648円
IV 発行済数量	49,453,390,265口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1643円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2025年3月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間ににおける資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年3月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	402	74,497
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	115	18,500
単位型公社債投資信託	0	0
合計	517	92,998

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨ててして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第29期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第30期事業年度に係る中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,522,565		23,594,998
有価証券		5,099,877		4,958,109
前払費用		595,955		645,436
未収委託者報酬		5,813,921		7,068,985
未収運用受託報酬		3,456,007		7,149,867
未収投資助言報酬		259,830		308,690
その他		18,700		58,384
流動資産合計		46,766,858		43,784,472
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	※1	150,182	※1	143,306
車両	※1	482	※1	0
器具備品	※1	92,889	※1	67,645
有形固定資産合計		243,554		210,951
無形固定資産				
ソフトウェア		1,803,047		1,890,946
ソフトウェア仮勘定		1,198,151		1,968,913
その他		8,013		8,032
無形固定資産合計		3,009,212		3,867,892
投資その他の資産				
投資有価証券		37,635,584		47,543,934
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		11,881		27,817
差入保証金		367,613		360,305
繰延税金資産		1,600,306		1,809,123
その他		10,037		12,801
投資その他の資産合計		39,691,645		49,820,204
固定資産合計		42,944,413		53,899,049
資産合計		89,711,272		97,683,522

負債の部

流動負債

預り金		53,649		89,613
未払収益分配金		7,080		6,178
未払手数料	※2	2,148,508	※2	2,551,424
未払運用委託報酬	※2	1,868,264	※2	4,921,643
未払投資助言報酬	※2	801,755	※2	895,917
その他未払金	※2	2,880,396	※2	1,753,139
未払費用	※2	122,649	※2	181,100
未払法人税等		1,689,458		3,839,095
未払消費税等		321,144		937,421
賞与引当金		1,047,233		1,342,646
その他		46,054		34,063
流動負債合計		10,986,194		16,552,244

固定負債

退職給付引当金		2,402,314		2,474,312
役員退職慰労引当金		16,150		21,250
固定負債合計		2,418,464		2,495,562

負債合計

		13,404,658		19,047,806
--	--	------------	--	------------

純資産の部

株主資本

資本金		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				
資本準備金		8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計		8,281,840		8,281,840
利益剰余金				
利益準備金		139,807		139,807
その他利益剰余金				
配当準備積立金		120,000		120,000
研究開発積立金		70,000		70,000
別途積立金		350,000		350,000
繰越利益剰余金		57,905,876		60,488,508
利益剰余金合計		58,585,683		61,168,315
株主資本合計		76,867,523		79,450,155

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		△ 254,732		△ 484,519
繰延ヘッジ損益		△ 306,177		△ 329,920
評価・換算差額等合計		△ 560,910		△ 814,439

純資産合計

		76,306,613		78,635,715
--	--	------------	--	------------

負債・純資産合計

		89,711,272		97,683,522
--	--	------------	--	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	27,807,455	29,505,710
運用受託報酬	18,365,703	24,242,291
投資助言報酬	1,146,302	1,181,976
その他営業収益	4,497	11,333
営業収益計	47,323,959	54,941,312
営業費用		
支払手数料	10,826,133	11,188,210
広告宣伝費	34,423	46,512
公告費	125	375
調査費	9,426,129	14,344,571
支払運用委託報酬	3,994,350	8,375,976
支払投資助言報酬	3,279,321	3,524,180
委託調査費	143,143	140,696
調査費	2,009,314	2,303,717
委託計算費	278,897	281,167
営業雑経費	876,260	980,132
通信費	60,541	72,591
印刷費	166,600	174,220
協会費	37,646	37,566
その他営業雑経費	611,472	695,754
営業費用計	21,441,969	26,840,969
一般管理費		
役員報酬	114,167	242,750
給料・手当	5,179,604	5,515,210
賞与引当金繰入額	1,033,669	1,325,993
賞与	357,187	329,794
福利厚生費	988,302	1,094,736
退職給付費用	411,161	446,711
役員退職慰労引当金繰入額	5,850	8,700
役員退職慰労金	2,550	821
その他人件費	214,336	192,956
不動産賃借料	803,805	805,677
その他不動産経費	35,247	37,672
交際費	27,169	28,219
旅費交通費	133,750	177,813
固定資産減価償却費	663,401	687,280
租税公課	367,046	393,138
業務委託費	438,018	414,081
器具備品費	769,903	1,022,398
保険料	49,248	49,463
寄付金	10,762	4,382
諸経費	279,825	352,612
一般管理費計	11,885,008	13,130,414
営業利益	13,996,981	14,969,928
営業外収益		

受取利息		950		825
有価証券利息		15,666		61,304
受取配当金	※1	191,353	※1	61,395
為替差益		22,628		182,640
その他営業外収益		20,449		8,780
営業外収益計		251,049		314,945
営業外費用				
金融派生商品費用		-		185,184
控除対象外消費税		5,712		11,281
その他営業外費用		314		14,042
営業外費用計		6,026		210,509
経常利益		14,242,004		15,074,365
特別利益				
投資有価証券売却益		97,919		220,932
投資有価証券償還益		45,181		65,698
特別利益計		143,100		286,630
特別損失				
投資有価証券売却損		73,703		5,154
投資有価証券償還損		71,887		55,591
固定資産除却損	※2	1,757	※2	8,209
事故損失賠償金	※3	2,015	※3	71
特別損失計		149,364		69,028
税引前当期純利益		14,235,739		15,291,967
法人税、住民税及び事業税		4,112,329		4,785,139
法人税等調整額		74,919		△ 114,620
法人税等合計		4,187,249		4,670,518
当期純利益		10,048,489		10,621,448

（３）【株主資本等変動計算書】
前事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,008,883	△ 9,008,883	△9,008,883
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,048,489	10,048,489	10,048,489
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,039,606	1,039,606	1,039,606
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	348,871	△ 192,067	156,803	75,984,720
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△ 9,008,883
当期純利益	-	-	-	10,048,489
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 603,603	△ 114,109	△ 717,713	△ 717,713
当期変動額合計	△ 603,603	△ 114,109	△ 717,713	321,892
当期末残高	△ 254,732	△ 306,177	△ 560,910	76,306,613

当事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△ 8,038,816	△ 8,038,816	△ 8,038,816
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,621,448	10,621,448	10,621,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	2,582,632	2,582,632	2,582,632
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	79,450,155

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 254,732	△ 306,177	△ 560,910	76,306,613
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△ 8,038,816
当期純利益	-	-	-	10,621,448
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 229,786	△ 23,743	△ 253,529	△ 253,529
当期変動額合計	△ 229,786	△ 23,743	△ 253,529	2,329,102
当期末残高	△ 484,519	△ 329,920	△ 814,439	78,635,715

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ② その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 ③ 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 ② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 ①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 ②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 ③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ③ヘッジ方針 ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
8. グループ通算制度の適用	当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

（未適用の会計基準等）

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

1. 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

2. 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物附属設備	340,233千円	350,825千円
車両	6,246	6,729
器具備品	516,937	463,698
計	863,417	821,253

（損益計算書関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
受取配当金	174,180千円	42,264千円

※ 2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	1,749	6,353
ソフトウェア	8	1,856
計	1,757	8,209

※ 3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2．配当に関する事項**①配当金支払額**

2022年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,008,883千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	83,071円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2．配当に関する事項**①配当金支払額**

2023年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,038,816千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	74,126円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,497,226千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	78,353円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月26日

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項**

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,445,768	23,460,731	14,962
その他有価証券	19,289,693	19,289,693	—
資産計	42,735,461	42,750,424	14,962
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	△24,321	△24,321	—
デリバティブ取引計	△24,321	△24,321	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	28,036,676	27,975,611	61,065
その他有価証券	24,465,367	24,465,367	—
資産計	52,502,043	52,440,978	61,065
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	△10,936	△10,936	—
デリバティブ取引計	△10,936	△10,936	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2023年3月31日)
関係会社株式	66,222

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2024年3月31日)
関係会社株式	66,222

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	19,289,693	—	19,289,693
デリバティブ取引（※） 為替予約	—	△24,321	—	△24,321
合計	—	19,265,372	—	19,265,372

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	3,473,100	20,992,267	—	24,465,367
デリバティブ取引（※） 為替予約	—	△10,936	—	△10,936
合計	—	24,454,430	—	24,454,430

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	23,460,731	—	23,460,731
合計	—	23,460,731	—	23,460,731

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	27,975,611	—	27,975,611
合計	—	27,975,611	—	27,975,611

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

国債・地方債は相場価格を用いて評価しております。国債は、市場での取引頻度が高く、活発な市場における相場価格と認められるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	31,522,565	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,100,000	18,340,000	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他（注）	3,029,947	15,086,454	997,574	175,716
合計	39,652,513	33,426,454	997,574	175,716

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	23,594,998	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,950,000	23,050,000	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	—	—	—	3,000,000
其他（注）	8,363,707	9,339,165	2,160,208	928,678
合計	36,908,706	32,389,165	2,160,208	3,928,678

（注）投資信託受益証券であります。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	13,455,768	13,484,645	28,876
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	13,455,768	13,484,645	28,876
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	9,990,000	9,976,086	△13,914
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	9,990,000	9,976,086	△13,914
合計		23,445,768	23,460,731	14,962

当事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,094,587	1,098,374	3,786
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,094,587	1,098,374	3,786
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	26,942,089	26,877,237	△64,852
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	26,942,089	26,877,237	△64,852
合計		28,036,676	27,975,611	△61,065

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	6,778,610	6,336,999	441,610
	小計	6,778,610	6,336,999	441,610
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	12,511,082	13,413,000	△901,917
	小計	12,511,082	13,413,000	△901,917
合計		19,289,693	19,749,999	△460,306

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	3,473,100	3,459,180	13,920
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	6,089,659	5,473,000	616,659
	小計	9,562,759	8,932,180	630,579
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	14,902,608	16,307,000	△1,404,391
	小計	14,902,608	16,307,000	△1,404,391
合計		24,465,367	25,239,180	△773,812

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	325,215	97,919	73,703
合計	325,215	97,919	73,703

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	2,529,777	220,932	5,154
合計	2,529,777	220,932	5,154

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,129,663	-	△ 24,321
合計			1,129,663	-	△ 24,321

（注1） 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（注2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	916,030	-	△ 10,936
合計			916,030	-	△ 10,936

（注1） 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（注2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,324,488 千円	2,226,246 千円
勤務費用	261,043	295,775
利息費用	7,886	14,661
数理計算上の差異の発生額	△51,020	△16,051
退職給付の支払額	△318,533	△240,354
その他	2,382	4,124
退職給付債務の期末残高	2,226,246	2,284,401

（2）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	147,543千円	162,914千円
退職給付費用	18,835	16,453
退職給付の支払額	△1,081	△15,208
その他	△2,382	△4,124
退職給付引当金の期末残高	162,914	160,035

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,389,160千円	2,444,436千円
未認識数理計算上の差異	13,153	29,875
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,402,314	2,474,312
退職給付引当金	2,402,314	2,474,312
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,402,314	2,474,312

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	18,835千円	16,453千円
勤務費用	261,043	295,775
利息費用	7,886	14,661
数理計算上の差異の当期費用処理額	10,874	670
確定給付制度に係る退職給付費用	298,639	327,560

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.66 %	0.88%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において75,867千円、当事業年度において81,815千円であり、退職給付費用に計上しております。

（税効果会計関係）**1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	320,663 千円	411,118 千円
未払事業税	113,779	154,657
退職給付引当金	735,588	757,634
税務上の繰延資産償却超過額	2,055	1,901
役員退職慰労引当金	4,945	6,506
投資有価証券評価差額	314,276	459,720
減価償却超過額	48,992	1,035
その他	180,561	203,947
小計	1,720,862	1,996,521
評価性引当額	△12,818	△7,242
繰延税金資産合計	1,708,043	1,989,278
繰延税金負債		
特別分配金否認	10,817	15,934
投資有価証券評価差額	96,919	164,220
繰延税金負債合計	107,737	180,154
繰延税金資産(△は負債)の純額	1,600,306	1,809,123

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

これにより、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

〔セグメント情報等〕**〔セグメント情報〕**

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**（1）営業収益**

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	5,921,322

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**（1）営業収益**

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,138,470

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至2024年3月31日)
営業収益		
投資信託委託業務	27,807,455	29,505,710
投資運用業務(注)	18,365,703	24,242,291
投資助言業務	1,146,302	1,181,976
その他営業収益	4,497	11,333
計	47,323,959	54,941,312

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	5,922,395	未収運用受託報酬	1,446,614
								投資助言報酬の受取	118,702	未収投資助言報酬	10,996
								グループ通算に伴う支払	2,065,951	その他未払金	2,065,951

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,088,919	未収運用受託報酬	1,590,885
								投資助言報酬の受取	117,195	未収投資助言報酬	11,015
								グループ通算に伴う支払	624,787	その他未払金	624,787

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
１株当たり純資産額	703,623円97銭	725,100円65銭
１株当たり当期純利益金額	92,657円21銭	97,940円47銭

- (注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	10,048,489千円	10,621,448千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	10,048,489千円	10,621,448千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第30期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		8,797,070
有価証券		7,177,496
前払費用		845,824
未収委託者報酬		8,184,349
未収運用受託報酬		6,377,456
未収投資助言報酬		294,298
その他		170,143
流動資産合計		31,846,639
固定資産		
有形固定資産	※1	215,964
無形固定資産		4,063,289
投資その他の資産		
投資有価証券		50,639,238
関係会社株式		66,222
長期前払費用		19,335
差入保証金		359,166
繰延税金資産		1,504,365
その他		9,991
投資その他の資産合計		52,598,319
固定資産合計		56,877,573
資産合計		88,724,213

負債の部

流動負債

預り金	60,635
未払収益分配金	6,131
未払手数料	2,799,139
未払運用委託報酬	2,648,819
未払投資助言報酬	950,011
その他未払金	539,205
未払費用	327,139
未払法人税等	2,177,878
未払消費税等	※2 468,742
前受投資助言報酬	42,288
賞与引当金	739,274
その他	13,188
流動負債合計	10,772,456

固定負債

長期未払金	19,450
退職給付引当金	2,573,614
固定負債合計	2,593,064

負債合計

13,365,520

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840

利益剰余金

利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	57,100,795
利益剰余金合計	57,780,602

株主資本合計

76,062,442

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	△ 433,813
繰延ヘッジ損益	△ 269,935
評価・換算差額等合計	△ 703,749

純資産合計

75,358,692

負債・純資産合計

88,724,213

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第30期中間会計期間	
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	15,951,960
運用受託報酬	11,538,636
投資助言報酬	618,305
その他営業収益	9,627
営業収益計	28,118,529
営業費用	13,741,273
一般管理費	※1 6,879,283
営業利益	7,497,973
営業外収益	※2 86,867
営業外費用	※3 127,529
経常利益	7,457,311
特別利益	※4 47,164
特別損失	※5 168,558
税引前中間純利益	7,335,917
法人税、住民税及び事業税	2,035,467
法人税等調整額	237,084
法人税等合計	2,272,551
中間純利益	5,063,365

(3)中間株主資本等変動計算書
第30期中間会計期間(自 2024年4月 1 日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	79,450,155
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	46,146	46,146	46,146
遡及処理後当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,534,655	61,214,462	79,496,302
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△8,497,226	△ 8,497,226	△ 8,497,226
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	5,063,365	5,063,365	5,063,365
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	△3,433,860	△3,433,860	△3,433,860
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,100,795	57,780,602	76,062,442

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△ 484,519	△ 329,920	△ 814,439	78,635,715
会計方針の変更による累 積的影響額	△46,146	-	△46,146	-
遡及処理後当期首残高	△ 530,666	△ 329,920	△ 860,586	78,635,715
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△8,497,226
中間純利益	-	-	-	5,063,365
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）	96,852	59,985	156,837	156,837
当中間期変動額合計	96,852	59,985	156,837	△ 3,277,023
当中間期末残高	△ 433,813	△269,935	△ 703,749	75,358,692

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第30期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	①満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ②その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 ③関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	①賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 ②退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

5. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 ①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 ②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。 ③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ③ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
8. グループ通算制度の適用	当社は日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という）等を、当中間会計期間の期首から適用し、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当中間会計期間の所得に対する法人税、住民税及び事業税等の計上区分を見直しております。

2022年改正会計基準等の適用については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに従っており、2022年改正会計基準が定める新たな会計方針を当中間会計期間の期首より適用しております。この結果、当中間会計期間の期首の利益剰余金が46,146千円増加するとともに、その他有価証券評価差額金の当期首残高が同額減少しております。

（中間貸借対照表関係）

第30期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	832,741千円
※ 2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第30期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
※ 1. 減価償却の実施額 有形固定資産 無形固定資産	16,159千円 401,891千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 受取配当金	49,709千円 32,394千円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 金融派生商品費用	60,547千円 63,737千円
※ 4. 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益	47,164千円
※ 5. 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 投資有価証券償還損	29,235千円 138,874千円

（追加情報）**（役員退職慰労金制度の廃止）**

当社は、2024年6月26日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取り崩し打ち切り支給額の未払金19,450千円を固定負債の「長期未払金」として表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第30期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	8,497,226	78,353	2024年3月31日	2024年6月26日

（金融商品関係）

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
①有価証券			
満期保有目的の債券	7,177,496	7,170,723	△6,773
その他有価証券	—	—	—
②投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,736,340	23,610,939	△125,401
その他有価証券	26,902,898	26,902,898	—
③デリバティブ取引 （※）			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されて いるもの	18,913	18,913	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

関係会社株式（中間貸借対照表計上額66,222千円）は、市場価格のない株式等と認められるため、上表に記載しておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融商品
第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,405,300	23,497,598	—	26,902,898
デリバティブ取引（※）				
為替予約	—	18,913	—	18,913
合計	3,405,300	23,516,511	—	26,921,811

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融商品
第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	—	30,781,662	—	30,781,662
合計	—	30,781,662	—	30,781,662

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

国債・地方債は相場価格を用いて評価しております。国債は、市場での取引頻度が高く、活発な市場における相場価格と認められるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	995,797	998,300	2,502
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	995,797	998,300	2,502
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	29,918,038	29,783,362	△134,676
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	29,918,038	29,783,362	△134,676
合計		30,913,836	30,781,662	△132,174

2. その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	7,320,000	7,939,819	619,819
	小計	7,320,000	7,939,819	619,819
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	3,459,180	3,405,300	△53,880
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	16,759,000	15,557,778	△1,201,221
	小計	20,218,180	18,963,078	△1,255,101
合計		27,538,180	26,902,898	△635,281

（注）投資信託受益証券等であります。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

第30期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	773,596	—	18,913
合計			773,596	—	18,913

（注1）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

区分	第30期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
営業収益	
投資信託委託業務	15,951,960千円
投資運用業務	11,538,636千円
投資助言業務	618,305千円
その他	9,627千円
計	28,118,529千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	3,300,663

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	第30期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	694,883円19銭
1株当たり中間純利益金額	46,689円34銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	5,063,365千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益金額	5,063,365千円
期中平均株式数	108千株

(重要な後発事象)

第30期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- ① 定款の変更等
該当事項はありません。
- ② 訴訟その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- a. 名称
三菱UFJ信託銀行株式会社
- b. 資本金の額
2024年3月末現在、324,279百万円
- c. 事業の内容
銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

- a. 名称
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- b. 資本金の額
2024年3月末現在、10,000百万円
- c. 事業の内容
銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(資本金の額：2024年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額 (単位：百万円)	c. 事業の内容
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250	
四国アライアンス証券株式会社	3,000	
株式会社SBI証券	54,323	
岡三証券株式会社	5,000	
香川証券株式会社	555	
九州FG証券株式会社	3,000	
あかつき証券株式会社	3,067	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	
七十七証券株式会社	3,000	
みずほ証券株式会社	125,167	
大和証券株式会社	100,000	
楽天証券株式会社	19,495	
東海東京証券株式会社	6,000	
とうほう証券株式会社	3,000	

東洋証券株式会社	13,494
内藤証券株式会社	3,002
moomoo証券株式会社	3,500
西日本シティ T T 証券株式会社	3,000
S M B C 日興証券株式会社	135,000
マネックス証券株式会社	13,195
野村證券株式会社	10,000
浜銀 T T 証券株式会社	3,307
松井証券株式会社	11,945
明和證券株式会社	511
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	5,165
三菱 U F J モルガン・スタンレー 証 券株式会社	40,500
ワイエム証券株式会社	1,270
株式会社みずほ銀行	1,404,065
株式会社三菱 U F J 銀行	1,711,958
株式会社りそな銀行	279,928
株式会社埼玉りそな銀行	70,000
PayPay銀行株式会社	72,216
ソニー銀行株式会社	38,500
株式会社青森みちのく銀行	19,562
株式会社山形銀行	12,008
株式会社東北銀行	13,233
株式会社東邦銀行	23,519
株式会社足利銀行	135,000
株式会社武蔵野銀行	45,743
株式会社千葉興業銀行	62,120
株式会社第四北越銀行	32,776
株式会社北陸銀行	140,409
株式会社北國銀行	26,673

株式会社十六銀行	36,839	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076	
株式会社関西みらい銀行	38,971	
株式会社紀陽銀行	80,096	
株式会社但馬銀行	5,481	
株式会社中国銀行	15,149	
株式会社伊予銀行	20,948	
株式会社筑邦銀行	8,000	
株式会社佐賀銀行	16,062	
株式会社肥後銀行	18,128	
株式会社宮崎銀行	14,697	
株式会社西日本シティ銀行	85,745	
株式会社東京スター銀行	26,000	
株式会社あいち銀行	18,000	
株式会社みなと銀行	39,984	
株式会社トマト銀行	14,310	
株式会社香川銀行	14,105	
株式会社長崎銀行	7,621	
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。
株式会社SMB C信託銀行	87,550	
信金中央金庫	890,998	信用金庫法に基づき設立された、信用金庫の中央金融機関です。
日本生命保険相互会社	1,450,000	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

日本生命保険相互会社（販売会社）は、委託会社の株式を108,448株（持株比率100%）保有しています。

- 委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5 %以上のものを記しています。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2024年12月10日	臨時報告書
2024年12月20日	有価証券報告書
	有価証券届出書
2025年3月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和 政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本インカムオープン（2024年9月21日から2025年3月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本インカムオープン（2025年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 新
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。